

計算表 1 資産の譲渡等の対価の額の計算表

内 容		税率6.24%適用分 A	税率7.8%適用分 B	合 計 C
		円	円	円
課税売上げ	通常の課税売上げ・ 役員への贈与及び低額譲渡	①		
	課税標準額に対する消費税額 の計算の特例適用の課税 売上げ	②		
免税売上げ（輸出取引等）		③		
非課税売上げ		④		
国外における資産の譲渡等の対価の額		⑤		
資産の譲渡等の対価の額の合計額		⑥		計算表 3 ①、計算表 4 ①へ

- (注) 1 各欄の金額は、いずれも消費税額及び地方消費税額に相当する額を含みません。
- 2 各欄の金額について、売上げに係る対価の返還等の額がある場合でも、売上げに係る対価の返還等の額を控除する前の金額を記入してください。
- 3 非課税売上げについては、譲渡の対価の額をそのまま記入してください（課税売上割合を計算する場合とは異なります。）。
- 4 ②欄には、消費税法施行規則の一部を改正する省令（平成15年財務省令第92号）附則第2条《課税標準額に対する消費税額の計算の特例》の適用を受けるものを記載します（この規定は、令和5年9月30日までの間に行われる課税資産の譲渡等に適用されます。）。

計算表2 特定収入の金額及びその内訳書

(1) 特定収入、課税仕入れ等に係る特定収入、課税仕入れ等に係る特定収入以外の特定収入の内訳書

内 容	資産の譲渡等の 対価以外の収入	左のうち 特定収入	うち税率6.24%が 適用される課税 仕入れ等のみ 使途が特定され ている金額 (「課税仕入れ等に 係る特定収入」)	うち税率7.8%が 適用される課税 仕入れ等のみ 使途が特定され ている金額 (「課税仕入れ等に 係る特定収入」)	A - (B + C) (「課税仕入れ等に 係る特定収入以外 の特定収入」)
			A	B	C
		円	円	円	円
租 税 ①					
補助金・交付金等 ②					
他会計からの繰入金 ③					
寄 附 金 ④					
出資に対する配当金 ⑤					
保 険 金 ⑥					
損 害 賠 償 金 ⑦					
会 費 ・ 入 会 金 ⑧					
喜 捨 金 ⑨					
債 務 免 除 益 ⑩					
借 入 金 ⑪					
出 資 の 受 入 れ ⑫					
貸 付 回 収 金 ⑬					
受 益 者 負 担 金 ⑭					
消 費 税 還 付 金 ⑮					
	⑯				
合 計 ⑰		計算表3②へ	計算表5(1)②、(3)②へ	計算表5(1)④、(3)④へ	計算表4②へ

(注) 免税事業者である課税期間において行った課税仕入れ等を借入金等で賄い、その後、課税事業者となった課税期間において当該借入金等の返済のために交付を受けた補助金等は特定収入に該当しません。

計算表2 特定収入の金額及びその内訳書（個別対応方式用）

(2) 課税売上げにのみ要する課税仕入れ等のみ使途が特定されている特定収入、課税・非課税売上げに共通して要する課税仕入れ等のみ使途が特定されている特定収入の内訳書

※ この表は、課税期間中の課税売上高が5億円超又は課税売上割合が95%未満で個別対応方式を採用している場合のみ、使用します。

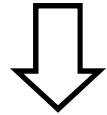
内 容		課税仕入れ等 (税率6.24%) に係る特定収入 (計算表2(1)B)		課税仕入れ等 (税率7.8%) に係る特定収入 (計算表2(1)C)	
		うち課税売 上げにのみ要す る課税仕入れ 等のみ使途 が特定されて いる特定収入 E	うち課税・非 課税売上げに 共通して要す る課税仕入れ 等のみ使途 が特定されて いる特定収入 F	うち課税売 上げにのみ要す る課税仕入れ 等のみ使途 が特定されて いる特定収入 G	うち課税・非 課税売上げに 共通して要す る課税仕入れ 等のみ使途 が特定されて いる特定収入 H
		円	円	円	円
租 税	①				
補 助 金 ・ 等	②				
他 会 計 か ら の	③				
繰 入 金					
寄 附 金	④				
出 資 に 対 す る	⑤				
配 当 金					
保 険 金	⑥				
損 害 賠 償 金	⑦				
会 費 ・ 入 会 金	⑧				
喜 捨 金	⑨				
債 務 免 除 益	⑩				
借 入 金	⑪				
出 資 の 受 入 れ	⑫				
貸 付 回 収 金	⑬				
	⑭				
	⑮				
	⑯				
合 計	⑰		計算表5(2)②へ	計算表5(2)④へ	計算表5(2)⑥へ
					計算表5(2)⑧へ

(注) 免税事業者である課税期間において行った課税仕入れ等を借入金等で賄い、その後、課税事業者となった課税期間において当該借入金等の返済のために交付を受けた補助金等は特定収入に該当しません。

計算表3 特定収入割合の計算表

内 容		金 額 等
資産の譲渡等の対価の額の合計額（計算表1⑥C）	①	円
特定収入の合計額（計算表2(1)⑰A）	②	
分母の額（①+②）	③	
特定収入割合（②÷③）	④	%

(注) ④欄は、小数点第4位以下の端数を切り上げて、百分率で記入してください。



○ 特定収入割合が

- ・ 5%を超える場合 ⇒ 課税仕入れ等の税額の調整が必要です。引き続き「計算表4、5」の作成を行います。
- ・ 5%以下の場合 ⇒ 課税仕入れ等の税額の調整は不要です。通常の計算により計算した課税仕入れ等の税額の合計額を控除対象仕入税額として申告書の作成を行います。
ただし、取戻し対象特定収入がある場合には、「計算表5、5-2」の作成することで、控除対象外仕入れに係る調整を行うことができます。

計算表 4 調整割合の計算表

内 容		金 額 等
資産の譲渡等の対価の額の合計額（計算表 1 ⑥ C）	①	円
課税仕入れ等に係る特定収入以外の特定収入（計算表 2 (1) ⑰ D）	②	
分母の額（①+②）	③	
調整割合 $\left(\frac{\text{②の金額}}{\text{③の金額}} \right)$	④	計算表 5 (1) ⑦、(2) ⑭、(3) ⑨へ _____

計算表 5 控除対象仕入税額の調整計算表

(1) 課税期間中の課税売上高が5億円以下、かつ、課税売上割合が95%以上の場合

内 容		税率6.24%適用分	税率7.8%適用分
調整前の課税仕入れ等の税額の合計額	①	円	円
課税仕入れ等（税率6.24%）にのみ用途が特定されている特定収入 （「課税仕入れ等に係る特定収入」）（計算表2(1)⑰B）	②		
②× $\frac{6.24}{108}$ （1円未満の端数切捨て）	③		
課税仕入れ等（税率7.8%）にのみ用途が特定されている特定収入 （「課税仕入れ等に係る特定収入」）（計算表2(1)⑰C）	④		
④× $\frac{7.8}{110}$ （1円未満の端数切捨て）	⑤		
①－③、①－⑤	⑥	①－③	①－⑤
調整割合（計算表4④）	⑦	—————	
⑥×⑦（1円未満の端数切捨て）	⑧		
特定収入に係る課税仕入れ等の税額（③＋⑧、⑤＋⑧）	⑨	③＋⑧	⑤＋⑧
控除対象外仕入れに係る調整対象額の合計額 （計算表5-2(2)⑳、計算表5-2(3)-1⑱、計算表5-2(4)-1⑩）（複数枚作成している場合は、全ての合計額）	⑩		
控除対象仕入税額（①＋⑩－⑨）	⑪		

(注) ⑥、⑧、⑨、⑪欄の計算結果がマイナスの場合には、「△」で表示します。

- 税率6.24%適用分の⑪欄の金額が
- ・プラスの場合 ⇒ 「申告書付表2-3」の⑳A欄及び「申告書付表1-3」の④A欄〔控除対象仕入税額〕へ転記します。
 - ・マイナス（△）の場合 ⇒ 「申告書付表2-3」の㉑A欄〔控除過大調整税額〕へ転記します。

- 税率7.8%適用分の⑪欄の金額が
- ・プラスの場合 ⇒ 「申告書付表2-3」の㉑B欄及び「申告書付表1-3」の④B欄〔控除対象仕入税額〕へ転記します。
 - ・マイナス（△）の場合 ⇒ 「申告書付表2-3」の㉑B欄〔控除過大調整税額〕へ転記します。

計算表5 控除対象仕入税額の調整計算表（個別対応方式用）

(2) 課税期間中の課税売上高が5億円超又は課税売上割合が95%未満で個別対応方式を採用している場合

内 容		税率6.24%適用分	税率7.8%適用分
		円	円
調整前の課税仕入れ等の税額の合計額	①		
課税売上げにのみ要する課税仕入れ等（税率6.24%）にのみ使途が特定されている特定収入（計算表2(2)⑩E）	②		
②× $\frac{6.24}{108}$ （1円未満の端数切捨て）	③		
課税・非課税売上げに共通して要する課税仕入れ等（税率6.24%）にのみ使途が特定されている特定収入（計算表2(2)⑩F）	④		
④× $\frac{6.24}{108}$ （1円未満の端数切捨て）	⑤		
課税売上げにのみ要する課税仕入れ等（税率7.8%）にのみ使途が特定されている特定収入（計算表2(2)⑩G）	⑥		
⑥× $\frac{7.8}{110}$ （1円未満の端数切捨て）	⑦		
課税・非課税売上げに共通して要する課税仕入れ等（税率7.8%）にのみ使途が特定されている特定収入（計算表2(2)⑩H）	⑧		
⑧× $\frac{7.8}{110}$ （1円未満の端数切捨て）	⑨		
課税売上割合（準ずる割合の承認を受けている場合はその割合）	⑩	_____	
⑤×⑩、⑨×⑩（いずれも1円未満の端数切捨て）	⑪	⑤×⑩	⑨×⑩
③+⑪、⑦+⑪	⑫	③+⑪	⑦+⑪
①-⑫	⑬		
調整割合（計算表4④）	⑭	_____	
⑬×⑭（1円未満の端数切捨て）	⑮		
特定収入に係る課税仕入れ等の税額（⑫+⑮）	⑯		
控除対象外仕入れに係る調整対象額の合計額 （計算表5-2(2)⑳、計算表5-2(3)-1㉑、計算表5-2(4)-1㉒）（複数枚作成している場合は、全ての合計額）	⑰		
控除対象仕入税額（①+⑰-⑯）	⑱		

(注) ⑬、⑮、⑯、⑱欄の計算結果がマイナスの場合には、「△」で表示します。

○ 税率6.24%適用分の⑱欄の金額が
 ・プラスの場合 ⇒ 「申告書付表2-3」の⑳A欄及び「申告書付表1-3」の④A欄〔控除対象仕入税額〕へ転記します。
 ・マイナス（△）の場合 ⇒ 「申告書付表2-3」の㉑A欄〔控除過大調整税額〕へ転記します。

○ 税率7.8%適用分の⑱欄の金額が
 ・プラスの場合 ⇒ 「申告書付表2-3」の㉒B欄及び「申告書付表1-3」の④B欄〔控除対象仕入税額〕へ転記します。
 ・マイナス（△）の場合 ⇒ 「申告書付表2-3」の㉑B欄〔控除過大調整税額〕へ転記します。

計算表 5 控除対象仕入税額の調整計算表（一括比例配分方式用）

(3) 課税期間中の課税売上高が5億円超又は課税売上割合が95%未満で一括比例配分方式を採用している場合

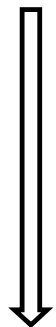
内 容		税率6.24%適用分	税率7.8%適用分
		円	円
調整前の課税仕入れ等の税額の合計額	①		
課税仕入れ等（税率6.24%）にのみ用途が特定されている特定収入 （「課税仕入れ等に係る特定収入」）（計算表2(1)㉑B）	②		
$② \times \frac{6.24}{108}$ （1円未満の端数切捨て）	③		
課税仕入れ等（税率7.8%）にのみ用途が特定されている特定収入 （「課税仕入れ等に係る特定収入」）（計算表2(1)㉑C）	④		
$④ \times \frac{7.8}{110}$ （1円未満の端数切捨て）	⑤		
課税売上割合	⑥	_____	
③×⑥、⑤×⑥（いずれも1円未満の端数切捨て）	⑦	③×⑥	⑤×⑥
①－⑦	⑧		
調整割合（計算表4④）	⑨	_____	
⑧×⑨（1円未満の端数切捨て）	⑩		
特定収入に係る課税仕入れ等の税額（⑦＋⑩）	⑪		
控除対象外仕入れに係る調整対象額の合計額 （計算表5－2(2)㉒、計算表5－2(3)－1㉓、計算表5－2(4)－1㉔）（複数枚作成している場合は、全ての合計額）	⑫		
控除対象仕入税額（①＋⑫－⑪）	⑬		

(注) ⑧、⑩、⑪、⑬欄の計算結果がマイナスの場合には、「△」で表示します。



○ 税率6.24%適用分の⑬欄の金額が

- ・プラスの場合 ⇒ 「申告書付表2－3」の㉒A欄及び「申告書付表1－3」の④A欄〔控除対象仕入税額〕へ転記します。
- ・マイナス（△）の場合 ⇒ 「申告書付表2－3」の㉒A欄〔控除過大調整税額〕へ転記します。



○ 税率7.8%適用分の⑬欄の金額が

- ・プラスの場合 ⇒ 「申告書付表2－3」の㉒B欄及び「申告書付表1－3」の④B欄〔控除対象仕入税額〕へ転記します。
- ・マイナス（△）の場合 ⇒ 「申告書付表2－3」の㉒B欄〔控除過大調整税額〕へ転記します。